

中小企業経営者・事業主及び一般の方々のための

<改正民法(相続法)セミナー>

相続法分野が40年ぶりの大改正!

相続法改正が私たちに与える影響とは?

～財産を減らさない、揉めないための正しい対策～



約40年ぶりに改正された相続法が2019年7月から本格施行されました。この改正が私たちの生活や事業(ビジネス)にどのような影響をもたらすのか、具体的事例を交えて専門家が分かりやすく解説します!

このセミナーで学べること

✓ **改正相続法の概要**について (配偶者居住権の創設、遺留分制度や遺産分割等の見直し他)

✓ **経営や事業承継などに与える影響**

✓ **具体的な事例**で考える、これからの相続について

※内容は一部変更になることもあります

開催
日時

令和元年 10月15日(火) 18:00 ~ 20:00

会場

柏商工会議所 401会議室

定員

先着 50名 (定員となり次第締切らせて頂きます)

対象

中小企業経営者、事業主等 (一般も可)

受講料

無料

講師

柏の葉法律事務所 弁護士 劔 宮子氏
柏の葉法律事務所 弁護士 原 崇人氏

「相続」「遺言書」が変わる!

ご存知でしょうか?

民法の相続分野の規定を見直す改正相続法及び関連法が、平成30年7月6日の参議院本会議で可決・成立しました。

相続法分野としては、昭和55年以来約40年ぶりの大改正となります。

「配偶者居住権」の新設や「遺言制度」「遺産分割」等の見直しで、相続のルールが大きく変わることから、事業や暮らしに与える影響は少なくありません。

【申し込み方法】

下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、柏商工会議所(経営支援課)まで FAXでお申し込みください

柏商工会議所 TEL : 04-7162-3305 / FAX : 04-7162-3323

事業所名	フリガナ (業種)		
受講者名	フリガナ (業種)		
所在地	TEL	-	-
	FAX	-	-

※ ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。

※ ~11月初旬まで会館改修工事を実施しており会館前面駐車場はご利用頂けません。公共交通機関をご利用ください。